官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一二）　一
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務五二）　一
〔その他告示〕
○健康保険組合の設立を認可した件（厚生労働二七三）　二
○健康保険組合の解散を認可した件（同二七四）　二
○健康保険組合の合併を認可した件（同二七五）　二
○健康保険組合の名称を変更した件（同二七六）　三
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同二七七）　三
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同二七八）　三
○肥料を登録した件（農林水産一五三二、一五三三）　四
○宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による処分をした件（近畿地方整備局一〇〇）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七八）　五
○都市計画に関する件（九州地方整備局一二〇）　五
〔人事異動〕
内閣　法務省　六
〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　六
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示二、兵庫同二）　六
国家試験
令和七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一八）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇九

最高裁規則

○最高裁判所規則第十二号

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十六日

最高裁判所

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第一審裁判所」の下に「（別表第一の二十九の項に掲げる事件にあっては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所）」を加える。

別表第一の二十八の項の次に次のように加える。

二十九	執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第十七条第一項の執行記録が作成された事件	
三十	刑事損害賠償命令事件	
三十一	その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が登載されたもの	

附　則

この規則は、令和七年十一月四日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○法務省令第五十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

令和七年十月十六日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第三の経営・管理の項の下欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とする。

本則の表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の七の経営・管理の項の下欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一

（一）　健康保険組合の名称　国立健康危機管理研究機構健康保険組合

（二）　健康保険組合の所在地　東京都新宿区戸山一丁目二十一番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　国立健康危機管理研究機構　東京都新宿区外二事業所

（四）　認可の年月日　令和七年二月十七日

二

（一）　健康保険組合の名称　ブリストル・マイヤーズ　スクイブ健康保険組合

（二）　健康保険組合の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

（三）　設立事業所の名称及び所在地　ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社　東京都千代田区　外一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年二月十七日

三

（一）　健康保険組合の名称　サイバーエージェント健康保険組合

（二）　健康保険組合の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社サイバーエージェント　東京都渋谷区　外三十九事業所

（四）　認可の年月日　令和七年四月七日

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一

（一）　健康保険組合の名称　遠州鉄道健康保険組合

（二）　事務所の所在地　静岡県浜松市中央区旭町十二番地の一

（三）　設立事業所の名称及び所在地　遠州鉄道株式会社　静岡県浜松市　外十一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

二

（一）　健康保険組合の名称　シーガイアフェニックス健康保険組合

（二）　事務所の所在地　宮崎県宮崎市山崎町浜山シーガイアコンベンションセンター内

（三）　設立事業所の名称及び所在地　フェニックスリゾート株式会社　宮崎県宮崎市

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

三

（一）　健康保険組合の名称　新潟日産自動車健康保険組合

（二）　事務所の所在地　新潟県新潟市中央区新光町一番地七

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ＮＳホールディングス　新潟県新潟市　外十一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

四

（一）　健康保険組合の名称　ニユートーキヨー健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都千代田区飯田橋一丁目三番二号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ニユートーキヨー　東京都千代田区　外一事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

五

（一）　健康保険組合の名称　プログレス健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都千代田区神田須田町一丁目十二番地

（三）　設立事業所の名称及び所在地　足立産業株式会社　東京都中央区　外十二事業所

（四）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

○厚生労働省告示第二百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ＳＭＢＣファイナンスサービス健康保険組合

2　事務所の所在地　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番二十号

3　設立事業所の名称及び所在地　ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社　愛知県名古屋市　外三事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　三井住友銀行健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都千代田区一番町十六番地二

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社三井住友銀行　東京都千代田区　外四十六事業所

（三）　認可の年月日　令和六年三月二十五日

二

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ダイエー健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都江東区東陽二丁目二番二十号

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ダイエー　東京都江東区　外八事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　イオン健康保険組合

2　事務所の所在地　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

3　設立事業所の名称及び所在地　イオン株式会社　千葉県千葉市　外九十二事業所

（三）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

三

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　長野銀行健康保険組合

2　事務所の所在地　長野県松本市渚二丁目九番三十八号

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社長野銀行　長野県松本市　外四事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　八十二銀行健康保険組合

2　事務所の所在地　長野県長野市大字中御所字岡田百七十八番地八

3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社八十二銀行　長野県長野市　外十四事業所

（三）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

四

（一）　合併後消滅する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ミツミ健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都多摩市鶴牧二丁目十一番地二

3　設立事業所の名称及び所在地　ミツミ電機株式会社　東京都多摩市　外四事業所

（二）　合併後存続する健康保険組合

1　健康保険組合の名称　ミネベアミツミ健康保険組合

2　事務所の所在地　長野県北佐久郡御代田町御代田四千百六番地七十三

3　設立事業所の名称及び所在地　ミネベアミツミ株式会社　東京都港区　外十一事業所

（三）　認可の年月日　令和七年三月二十五日

○厚生労働省告示第二百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
USEN−NEXT　GROUP健康保険組合	U−NEXT　HOLDINGS健康保険組合	令和六年十二月二日
住友不動産販売健康保険組合	住友不動産ステップ健康保険組合	令和七年四月一日
三井住友トラスト・グループ健康保険組合	三井住友トラストグループ健康保険組合	令和七年四月一日
フジ健康保険組合	フジ日本健康保険組合	令和七年四月一日
ベンチャーバンク健康保険組合	ＳＵＭＩグループ健康保険組合	令和七年四月一日
八十二銀行健康保険組合	八十二グループ健康保険組合	令和七年四月一日

○厚生労働省告示第二百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
産經健康保険組合	大阪府大阪市浪速区湊町二丁目一番五十七号	令和七年四月一日

○厚生労働省告示第二百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
中国しんきん健康保険組合	主たる事務所	広島県広島市中区田中町六番五号	広島県広島市中区小町一番二十五号	令和六年二月十三日
大真空健康保険組合	主たる事務所	兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻池千三百八十九番地	兵庫県加古川市平岡町新在家千百九十二番八	令和六年九月二十四日

アツギ健康保険組合	主たる事務所	神奈川県海老名市大谷北一丁目三番二号	神奈川県海老名市めぐみ町二番二号ＶＩＮＡＧＡＲＤＥＮＳＯＦＦＩＣＥ十階	令和七年二月十五日	セントラル警備保障健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区笹塚三丁目二番三号	東京都文京区本駒込六丁目十二番十二号	令和七年五月二十六日	
東京金属事業健康保険組合	従たる事務所	東京都立川市錦町一丁目八番十三号シンテイタマビル四階	東京都千代田区岩本町一丁目十一番十一号	令和七年三月一日	三井倉庫ホールディングス健康保険組合	主たる事務所	東京都港区海岸三丁目二十二番二十三号	東京都中央区日本橋箱崎町十九番二十一号	令和七年五月十二日	
帝都自動車健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋一丁目二十一番五号木村実業ビル	東京都中央区日本橋箱崎町四十一番十二号ＫＤＸ箱崎ビル	令和七年三月十日	サカタインクス健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目二十三番三十七号	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目二番十三号アーバンネット御堂筋ビル	令和七年四月二十八日	
Ｐ＆Ｇグループ健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号	大阪府大阪市北区梅田二丁目四番九号ブリーゼタワー二階	令和七年四月一日	エイチ・アイ・エス健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号Ｓビル九階	東京都新宿区西新宿七丁目二十番二号愛美堂ビル三階	令和七年四月二十一日	
富山第一銀行健康保険組合	主たる事務所	富山県富山市西町五番一号	富山県富山市掛尾町六百二十六番地	令和七年四月一日	富山第一銀行健康保険組合	主たる事務所	富山県富山市西町五番一号	富山県富山市掛尾町六百二十六番地	令和七年四月一日	
カシオ健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区本町一丁目十六番二号	東京都渋谷区本町一丁目十番地十二カシオエステート初台ビル二階	令和七年五月十九日	富山第一銀行健康保険組合	主たる事務所	富山県富山市西町五番一号	富山県富山市掛尾町六百二十六番地	令和七年四月一日	
ひかり健康保険組合	主たる事務所	東京都豊島区西池袋一丁目四番十号	東京都港区芝浦四丁目十六番二十五号	令和七年六月一日	ＫＤＤＩ健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号	東京都港区高輪二丁目二十一番一号	令和七年六月一日	
アイシン健康保険組合	主たる事務所	愛知県安城市三河安城東町二丁目八番地一	愛知県安城市藤井町丸山二百二番地一	令和七年六月三十日	岐阜信用金庫健康保険組合	主たる事務所	岐阜県岐阜市神田町六丁目十一番地	岐阜県岐阜市吉津町二丁目一番地	令和七年七月十六日	
リゾートトラスト健康保険組合	主たる事務所	愛知県名古屋市中区栄二丁目六番一号ＲＴ白川ビル三階	愛知県名古屋市中区栄二丁目六番二号ＲＴ白川ビル	令和七年七月十八日	テルモ健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号	東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー二十八階	令和七年七月二十二日	

コープ共済連合会	主たる事務所	東京都港区芝浦一丁目一番一号	東京都中央区京橋一丁目七番一号	令和七年七月二十二日
東京都医師協同組合	主たる事務所	東京都墨田区亀沢一丁目七番二号	東京都墨田区両国二丁目十二番五号	令和七年七月二十八日

○農林水産省告示第千五百三十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年十月十六日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109641号	化成肥料	小野田化成肥料２号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109645号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料545	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109663号	液状肥料	新ハイプラスK13号I	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第109664号	液状肥料	くみあい新尿素複合液肥533A	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第109682号	液状肥料	Adams Earth ０－０－１	株式会社PFJ	栃木県宇都宮市若草四丁目１番17号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109637号	液体けい酸加里肥料	シリカキング２号	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第109639号	化成肥料	苦土・ほう素入り高度NS307	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109642号	混合微量要素肥料	ホウ素・マンガン入り水溶性クド肥料	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第109646号	化成肥料	高度化成U3473	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109662号	化成肥料	高度化成088	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109668号	化成肥料	苦土入り化成558	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109680号	化成肥料	追肥化成626	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第109640号	硝酸ソーダ	硝酸ソーダ（ブリケット）	三英化学株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
輸第109647号	液状肥料	AHS液肥13号	味の素ヘルシーサプライ株式会社	東京都中央区京橋一丁目19番８号
輸第109657号	副産肥料	丸石副産肥料711号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第109658号	尿素	尿素	鴻賀商事株式会社	岡山県岡山市北区広瀬町３－３島本ビル４階
輸第109679号	硝酸アンモニア石灰肥料	硝酸アンモニア石灰３号	明京商事株式会社	東京都港区芝浦四丁目２番８号
輸第109681号	副産肥料	アミノ6.5	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第109683号	化成肥料	JK大粒化成10－10－10	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109684号	家庭園芸用複合肥料	LSC－se－１	株式会社誠和アグリカルチャ	栃木県下野市柴262番地10
外第109631号	配合肥料	Agrolution pHLow 335	Everris International B.V.	オランダ王国ヘールレン Nijverheidsweg １－５, 6422PD
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号
外第109659号	被覆窒素肥料	KOSEME硫黄コート塩安	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国（山東）自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号（A）
			グリーンコスモス株式会社（国内管理人）	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百三十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年九月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十六日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109667号	汚泥肥料	かながわ汚泥肥料０号	神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通１
生第109695号	液状肥料	腐植酸液状複合肥料PK71号	デンカ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
生第109700号	汚泥肥料	セイチョーくん	富士製紙協同組合	静岡県富士市桑崎512番地
輸第109706号	化成肥料	NN入り固形肥料S636CH	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109661号	被覆窒素肥料	くみあい41被覆尿素JコートL60	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第109674号	液状肥料	SHK緩効性ペースト588	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

生第109675号	混合堆肥複合肥料	微量要素・堆肥入り複合888号	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
生第109676号	混合加里肥料	混合加里10号K	多木物産株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第109677号	重過りん酸石灰	42―35重過りん酸石灰	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109678号	重過りん酸石灰	41―35重過りん酸石灰	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
輸第109660号	重炭酸加里	ロイヤル重炭酸カリ	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
輸第109665号	硝酸石灰	11―22硝酸石灰４水和物	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
輸第109669号	水酸化苦土肥料	マグピュアー53	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号
輸第109670号	水酸化苦土肥料	マグピュアー50	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号
輸第109671号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油かす931	大和化成株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目６番10号東京大和化成ビル
輸第109672号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油かすペレット	大和化成株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目６番10号東京大和化成ビル
輸第109673号	副産肥料	グアひまし油かす燃焼灰ペレット	大和化成株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目６番10号東京大和化成ビル
輸第109685号	過りん酸石灰	17.5―14.5過燐酸石灰	株式会社ホクレン通商	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
輸第109686号	過りん酸石灰	17.5―15.0過燐酸石灰	株式会社ホクレン通商	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
輸第109688号	配合肥料	TERRA POWER ZEUS GROW	株式会社キャンバス	北海道札幌市中央区南十四条西七丁目３番27号
輸第109689号	配合肥料	TERRA POWER ZEUS BLOOM	株式会社キャンバス	北海道札幌市中央区南十四条西七丁目３番27号
輸第109690号	配合肥料	TERRA POWER ZEUS MICRO	株式会社キャンバス	北海道札幌市中央区南十四条西七丁目３番27号
輸第109701号	硫酸カルシウム	硫酸カルシウムNM30号	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109702号	化成肥料	固形肥料１号CH	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109703号	化成肥料	固形肥料まるやま１号CH	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109704号	化成肥料	固形肥料まるやま３号CH	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109705号	化成肥料	UF入り化成240CH	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109707号	化成肥料	腐植酸入り化成肥料893	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第109708号	被覆複合肥料	被覆複合肥料14―11―12	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第109709号	被覆複合肥料	硝酸態入り被覆複合肥料14―11―12	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○近畿地方整備局告示第百号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月十六日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　被処分者

(一)　商号　明治株式会社

(二)　代表者氏名　西園寺優真

(三)　主たる事務所　大阪府大阪市浪速区戎本町一丁目九番二十一号

(四)　免許番号　大臣（二）第九八〇六号

(五)　免許年月日　令和二年十月二十日

二　処分年月日　令和七年十月三日

三　処分内容　令和七年十月十七日から令和七年十月二十三日までの間における宅地建物取引業に係る業務の全部の停止

四　適用条項　宅地建物取引業法第六十五条第二項

○中国地方整備局告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局福山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十六日　中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道二号　福山市入船町から尾道市吉和町まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社らゅピこ〇Ｍ　代表取締役社長　山本慶一郎

住所　広島県広島市中区土橋町七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　令和七年九月十九日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年十月十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　都市計画事業の種類及び名称　佐世保都市計画道路事業３・４・２号佐世保縦貫線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　長崎県長崎市宿町３１６番地１（国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　長崎県佐世保市稲荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内

使用の部分　長崎県佐世保市稲荷町地内

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月十一日）
（千葉家庭裁判所判事）判事　佐久間健吉
願に依り本官を免ずる（十月十二日）
○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　中根　順子
（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月十三日）

法務省

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　清水　庸平
検事一級（東京地方検察庁検事）に転任させる
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）に併任する（十月十四日）

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

令和７年10月３日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

令和７年10月16日

農林水産大臣　小泉進次郎

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　岡山県井原市（以上１市について次の図に示す水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁並びに井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	二十三号
(三) 占用を制限する区域	豊橋市神野新田町地内 豊橋市前芝町地内 安城市和泉町南梶地内 安城市和泉町七ツ田地内
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年十月十六日
(七) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十六日

中部地方整備局長　森本　輝

区域	備考
(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	二十三号
(三) 占用を制限する区域	豊橋市神野新田町地内 豊橋市前芝町地内 安城市和泉町南梶地内 安城市和泉町七ツ田地内
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年十月十六日
(七) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月16日

埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

1　適用する地域　埼玉県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18歳未満又は65歳以上の者

(2)　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,177円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月16日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,053円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

国 家 試 験

令和７年度弁理士試験に係る委員等

令和７年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和７年10月16日　　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

役　職	氏　名	担　当　科　目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田　雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部　　亨	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	今井　弘晃	特許・実用新案
臨時委員	今村　哲也	商標／著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野　宜崇	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	大江　修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	大西ひとみ	意匠
臨時委員	清水　三沙	商標
臨時委員	砂田　祐輔	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	副田　圭介	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	髙見　　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	
臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	山本　典弘	意匠
試験委員	青木　大也	意匠／著作権法・不正競争防止法
試験委員	茜ヶ久保　公二	意匠
試験委員	阿部　光知	理工Ⅳ（生物）
試験委員	石井　茂樹	商標
試験委員	石井　隆明	意匠
試験委員	井上　典之	
試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	今井　優仁	特許・実用新案
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	江川　隆輔	理工Ⅴ（情報）
試験委員	榎本　忠夫	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大谷　仁郎	特許・実用新案
試験委員	大月　　穣	理工Ⅲ（化学）
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	大宮　正毅	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	貝沼　憲司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	梶原　優介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	柏原　郁昭	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	片木　研司	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	亀崎　伸宏	意匠
試験委員	河田　卓也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	神田　和輝	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	神田　真司	理工Ⅳ（生物）
試験委員	菊池　智紀	理工Ⅴ（情報）
試験委員	岸　　優介	理工Ⅳ（生物）
試験委員	北形　　元	理工Ⅴ（情報）
試験委員	木村　一弘	商標
試験委員	木村　智加	意匠
試験委員	藏田　真彦	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	栗河　　剛	特許・実用新案
試験委員	黒磯　裕子	商標
試験委員	小島　　駿	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	古妻　泰一	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	小宮　敦樹	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	道祖土新吾	工業所有権に関する条約／特許・実用新案
試験委員	齋藤美紀雄	商標
試験委員	酒井　啓司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	酒巻　修也	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	相良由里子	意匠
試験委員	佐竹　勝一	特許・実用新案
試験委員	佐藤　省吾	商標
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	白川　敬寛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	杉浦　慎哉	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	杉原　加織	理工Ⅲ（化学）
試験委員	須永　　聡	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	田口　良広	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）
試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	田中　晃洋	理工Ⅱ（数学・物理）

試験委員	田中　秀直	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	塚田　　肇	理工Ⅴ（情報）
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中川慎太郎	理工Ⅲ（化学）
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	廣瀬　隆行	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松井　絢音	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松本　泰典	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	真鍋　伸行	商標
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	著作権法・不正競争防止法／特許・実用新案
試験委員	宮部　裕一	特許・実用新案
試験委員	宗像　孝志	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	八木　俊介	理工Ⅲ（化学）
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　達人	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　裕史	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	山口　　剛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	吉田佳代子	特許・実用新案
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	吉田　　誠	特許・実用新案
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区京橋一丁目５番８号**日本冶金工業株式会社**の工場財団に、川崎市川崎区小島町４番２号日本冶金工業株式会社川崎製造所、京都府宮津市字須津413番地日本冶金工業株式会社大江山製造所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年10月16日

横浜地方法務局川崎支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２００１号
青森県弘前市大字石渡字田浦61番地２
清算株式会社　株式会社長慶
代表清算人　寺本　收宏
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（ヒ）第１００５号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目１番地１
清算株式会社　株式会社大網白里ショッピングセンター
代表清算人　安川　博章
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第６号
石川県加賀市山中温泉塚谷町イの323番地
清算株式会社　株式会社酢谷
代表清算人　酢谷　喜輝
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所小松支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番地
清算株式会社　ロボコム・アンド・エフエイコム株式会社
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所相馬支部

令和７年（ヒ）第２０２６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
清算株式会社　株式会社明邦
１　決定年月日　令和７年９月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５８号
東京都台東区東上野５丁目４番19号
清算株式会社　株式会社ＢｉＧｈｏｌｙ
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
愛知県豊田市錦町２丁目15番地１
清算株式会社　株式会社井上自動車
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１１号
徳島県徳島市川内町沖島600番地
清算株式会社　株式会社ＦＳサービス
代表清算人　髙橋　章人
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　解散日
清算株式会社の解散日である令和７年３月31日をいう。
⑷　本件弁済日
本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。
⑸　徳島大正銀行
株式会社徳島大正銀行をいう。
⑹　日本政策金融公庫
株式会社日本政策金融公庫をいう。
⑺　阿波銀行
株式会社阿波銀行をいう。
⑻　高知銀行
株式会社高知銀行をいう。
⑼　香川銀行
株式会社香川銀行をいう。

２　弁済に関する通則的事項
⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。
⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹(大阪弁護士会所属)の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　協定債権の取扱い
１　協定債権の概要
協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。
①協定債権の額
債権総額　　３億9607万1441円
内訳　元本　３億8219万7997円
解散日までの利息及び損害金
1387万3444円
解散日の翌日以後の損害金
額未定
②協定債権者の数
６名
２　協定債権者の弁済
清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。
⑴　弁済日
本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。
⑵　弁済額
協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。
ア　弁済総額
金285万円
イ　算定方法
285万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額に下表記載の各金額を加算した額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。

【協定債権者名】	【加算額】
徳島大正銀行	244万1039円
日本政策金融公庫	56万9656円
阿波銀行	13万0224円
高知銀行	13万1125円
香川銀行	１万9265円
徳島県信用保証協会	70万8694円

ウ　各協定債権者への個別弁済額
前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。
第４　債務免除
協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第５　新たな財産が発見された場合
１　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。
２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。
（別紙省略）
徳島地方裁判所民事部

監督命令

再生手続開始

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第２２号
千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号
再生債務者　株式会社トラーナ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者の株式の取得に関する定め
⑴　取得する株式の数　全ての発行済株式である以下の株式合計1765万6000株
普通株式　780万株
Ａ種種類株式　174万株
Ｂ種種類株式　72万株
Ｃ種種類株式　321万株
ＣＣ種種類株式　31万株
Ｄ種種類株式　356万株
ＤＤ種種類株式　31万6000株
⑵　再生債務者が上記⑴の株式を取得する日
下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
２　資本金の額の減少に関する定め
⑴　減少する資本金の額　2975万円
⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
下記３⑶の募集株式を引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め
⑴　募集株式の種類及び数　普通株式1300株
⑵　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金10万円
⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込期間
再生計画認可決定確定の日から１か月
⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　金6500万円
増加する資本準備金の額　金6500万円
令和７年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://jms-japan.net/officialnotice

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十六日

東京都大田区下丸子一丁目三番八号

（甲）ＪＭＳ株式会社

代表取締役　中野　恭男

東京都大田区下丸子一丁目三番八号

（乙）有限会社ナカノ

代表取締役　中野　恭男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

（甲）合同会社モルガナイト

代表社員　高石　朋和

神奈川県川崎市中原区木月一丁目三二番三号

（乙）合同会社レッドベリル

代表社員　高石　朋和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

（乙）合同会社カーリー

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産・資金管理事業及び総務経理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載　西日本新聞

掲載の日付　令和七年十月六日

掲載頁　二十頁

令和七年十月十六日

福岡県久留米市北野町中字福王一四二三番地

（甲）株式会社ＣＡＳＩＷＡホールディングス　代表取締役　鈴木　亨

福岡県久留米市北野町中字福王一四二三番地

（乙）株式会社カシワ

代表取締役　鈴木　亨

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する被告訴人メディアグループ株式会社（住所東京都世田谷区岡本一丁目二二番二〇号）に対して当社のメディア事業及び映像制作事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.pmedia.jp/koukoku

令和七年十月十六日

東京都世田谷区岡本一丁目二二番二〇号

プリファードメディアグループ株式会社

代表取締役　的場　久子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社エフォリアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

宮城県仙台市太白区長町四丁目三番三号

ＨａＳ合同会社

代表社員　山田　晴康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

千葉県鎌ケ谷市東道野辺六丁目一三―一八

藍天合同会社

代表社員　宏海株式会社

職務執行者　三条　昌一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ｍｉｅ　ｆｏｒｅｓｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階　合同会社ｍｉｅ　ｆｏｒｅｓｔ

代表社員　森　香澄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社森立石フーズとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

東京都杉並区和泉四丁目二〇番一三号和泉サンハイツＢ―一　合同会社森立石フーズ

代表社員　大石　一洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号は未来経営パートナーズ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

東京都世田谷区等々力八丁目七番一〇号

未来経営パートナーズ合同会社

代表社員　人見　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社Ｈｕｍａｎｉｃ　ＡＩとします。効力発生日は令和七年十二月三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月七日に終了しております。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

東京都世田谷区代沢三丁目九番一三号パサニアコートＡ棟一

ＭａｓｔｅｒＳｏｌｅｉｌ合同会社

代表社員　中井　陽子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

東京都世田谷区松原三丁目二五番二〇号

ソニック・シナジーズ・エンジニアリング合同会社

代表社員　ジェルメン・グレゴリ・アドリエン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社マドカとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

愛知県刈谷市池田町一―六五六

合同会社マドカ

代表社員　伊東　隆博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

京都市伏見区桃山町泰長老一六〇番地四

ＲＯＭＯＹＡ合同会社

代表社員　ソン・チンフン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

大阪市城東区森之宮二丁目二番一七号四〇四号室

合同会社Ｎ―ｓｔａｇｅ

代表社員　中村　裕美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

兵庫県宝塚市川面二丁目三番五号

岡田合名会社

代表社員　岡田　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

兵庫県姫路市飾磨区今在家一四〇五番地一

ＨＯＮＳＨＵ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥＳ合同会社

代表社員　ヘラッ・ムディヤンセラゲ・ラル・ヘマンタ・バンダーラ・ヘラッ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

宮崎県延岡市愛宕町三丁目八二番地

合同会社セカンドスクール

代表社員　日吉　雄大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

沖縄県那覇市天久一丁目七―六ａｒｉｅｔｔａａｍｅｋｕ一〇一

合同会社ｉｎ　ｓｉｄｅ　ｏｕｔ

代表社員　古謝　道済

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

沖縄県沖縄市安慶田二丁目二四番三九号

合同会社ハッピーファクトリー

代表社員　久貝　亜紀

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十月三十一日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.interfm.co.jp/notice

令和七年十月十六日

東京都千代田区麹町一丁目七番地

株式会社ＩｎｔｅｒＦＭ８９７

代表取締役　大木　秀幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億十八万二千五百二十七円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.agathalife.com

令和七年十月十六日

東京都中央区日本橋兜町七番一号

アガサ株式会社

代表取締役　池田千恵美（鎌倉千恵美）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百六十五万二千百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月八日

掲載頁　五十八頁（号外第二二五号）

令和七年十月十六日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル西館七階　ＴＲＵＳＴＡＲＴ株式会社

代表取締役　大江洋治郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百六十二万五千円減少し四百八十七万五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十六日

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内一四六七五番地

有限会社谷場かおり園

代表取締役　下窪　文幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円、資本準備金の額を二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十六日

愛知県小牧市藤島町鏡池七一番地

エエムアイ有限会社

代表取締役　土井　雅史

基準日設定につき通知公告

当社は令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十六日

東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号東京建物東渋谷ビル七Ｆ

株式会社交換できるくん

代表取締役社長　栗原　将

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月十六日

奈良市法蓮町一二四〇番地

有限会社奈良土地建物サービス

代表取締役　西田やすゑ

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

東京都墨田区緑四丁目一〇番一号

株式会社ヴエルデイ

代表取締役　木内　明美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目二六番五号

株式会社エムディエフ

代表取締役　今井佳代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目二六番五号

株式会社リコム

代表取締役　今井佳代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

横浜市神奈川区片倉四丁目四番一号

株式会社ねずらむ

代表取締役　秋葉　浩一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

愛知県名古屋市中区錦二丁目一四番一九号

キオクシアエンジニアリング株式会社

取締役社長　間　博顕

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

兵庫県姫路市東駅前町八〇番地

ばんしんリース株式会社

代表取締役　永久　千里

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

鳥取県倉吉市八屋二三一番地五

ウエニ電器株式会社

代表取締役　**廣**岡　信哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

広島県安芸郡海田町栄町六番二七号

石本アルミ建材株式会社

代表取締役　石本　貴晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月十六日

埼玉県深谷市上野台三四三五―三

エナジーウィズ株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　純也

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

東京都千代田区富士見二―一〇―二

株式会社インターネットイニシアティブ

清算人　西森　大輔

訂正公告

令和七年十月一日掲載の資本金の額の減少公告中、減少する資本金の額「二二七、六一〇、〇〇〇円」とあるは「二二七、六〇〇、〇〇〇円」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月十六日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目四番二号

ＶｉＸｉｏｎ株式会社

代表取締役　南部誠一郎

取消公告

令和七年九月三十日掲載の株式交換公告は取り消します。

令和七年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ―８０

代表取締役　杉本　勇次

取消公告

令和七年九月十六日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

令和七年十月十六日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社ミズカラホールディングス

代表取締役　村岡　大樹

取消公告

令和七年十月三日（号外第二二二号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年十月十六日

神奈川県横浜市港北区大曽根三丁目七番一九号

株式会社アンリティー

代表清算人　小嶋　勇

配当公告

長野県諏訪郡下諏訪町五七三六番地

破産者　株式会社サトー

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部令和四年（フ）第七十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二九、五九七、三三七円

一、配当することのできる金額

金三五、九一二、四一七円

令和七年十月十六日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号

破産管財人　弁護士　山田　直哉

任意清算公告

当社は、令和七年十月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月十六日

大阪市東成区深江南一丁目九番二八号ジョイフル深江南四〇二号　ポラリス合資会社

代表社員　中筋　文子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を四千十五万円（ただし、Ａ号優先資本金につき一千五百十五万円、Ｂ号優先資本金につき二千五百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11062/11062.html

令和七年十月十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ｅａｒｔｈ特定目的会社

取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。